

# 令和8年1月15日 部長会議

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和8年1月15日(木) 午前9時00分から午前9時40分まで  |
| 開催場所 | 庁議室  |
| 出席者  | 市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部総括副部長(まちづくり協働部長代理)、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長 |
| 欠席者  | 監査委員事務局長   |
| 議事概要 | 下記のとおり   |

## 1. 市長訓示

- ・20歳のつどいが各地で開催されたが、滋賀県では14,403人の若者が20歳を迎えた。本市においても、市全体で1,591人の方が新しく20歳を迎えた。1月12日にクレアホールにて「草津市20歳のつどい」が開催され、厳粛な式典のもと、代表の20歳を迎えるにあたっての力強い決意のことばを聞かせてもらうと、未来への希望あふれる感性や情熱、何より若いエネルギーを感じて頼もしく思ったところである。
- ・当初予算の編成作業も佳境を迎え、16日からは理事者査定が始まる。令和8年度は、第6次草津市総合計画第2期基本計画の2年目であり、着実に計画を推進する必要がある。厳しい財政状況の中ではあるが、市民ニーズに対応した施策が適切、効果的に行えるよう、皆さんとともに議論し、知恵を絞り、創意工夫しながら、良い予算編成ができるよう進めたいので、よろしくお願ひする。
- ・報道等で御承知のように国の方では衆議院解散の動きが加速している。1月27日公示、2月8日投開票の日程が有力とされており、予算編成時期と選挙事務ということで、市町村職員の負担が相当なものとなる。当初予算が国で遅れると、その影響も懸念がされるところではあるが、やらなければならないので、職員の皆さんのお協力、また事務に携わる方々の適切な事務執行について、ともに頑張ってまいりたいと思うので、よろしくお願ひする。

## 2. 審議

### (1) 第133回近畿市長会総会に提出する要望事項について

【資料:審1-論点整理資料、審1-1~3】

#### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・近畿市長会要望では、要望事項は1市1件と定められており、府内照会を行った結果、「教育支援体制整備事業費補助金」についての要望が1件、提出があったことから、要望事項の選定について審議をお願いする。
- ・近畿市長会要望の要件では、中長期的な視点のもとで、令和9年度国家予算において予算の確保または制度の改善・創設を求める必要がある事項や本市だけに関わる要望ではなく、各市に共通した地域偏在性が強くない事項に該当することから、本件を選定する。

- ・本要望については、令和3年度から引き続き要望している内容である。
- ・要望内容については、【審1-1】要望内容のとおり。
- ・昨年秋の近畿市長会役員会提出要望では、参考欄の下線部が草津市の要望を反映した内容であり、滋賀県を含め、4府県が同内容の要望を行った。
- ・要望議案の概要において、赤字部分が前回からの変更点である。
- ・要望文案において「引き続き」と追記したことについては、当該補助金の補助率の上限は、3分の1であるが、例年、年度途中の追加交付によって、3分の1の交付となっているため、今後も確実に3分の1の交付を要望することと、看護師の費用についても年々高騰し続けており、財政支援についても引き続き要望していくことから、「引き続き」と追記したものである。
- ・「さらに」以降については、前の文章と別の内容であることから接続語を修正したもの。
- ・提案理由については、【審1-2】における提案理由(要望事項の説明・問題点)のとおり。

#### 【主な質疑・意見】

- ・看護師の配置基準について、昨年度の全国市長会の要望では落とされているが、今回は、それをどのように理解して、再度要望をあげるのか説明いただきたい。  
⇒全国市長会の要望の中では、養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師等の配置を充実するとともに、十分な財政措置を講じることされており、配置を充実することという書き方がされていることから、当市ができることとして個別要望をあげることで問題提起していくことであると考える。
- ・人員配置基準とは、下限を下回るとペナルティが発生する基準であり、より手厚い配置を求める場合に、下限を設定することは意味がないのではないかと考える。  
⇒教育支援体制整備事業費補助金交付要綱の中に、「例えば複数校を巡回させるなど適切な配置方法を検討すること」という文言があり、実際に1人で複数校を対応する場合、緊急時の対応ができないことや、保護者が代わりに対応することが発生すると考えられ、学校現場の現状としては、1対1以上の対応が必要であり、このように要望している。
- ・配置基準は、より悪くならないための基準であり、より良くするための提案としては弱いと思う。より良くするためには、財政的な支援が必要であると考える。配置基準について、現場のニーズがあることについては理解した。  
⇒昨年度についても、同様の要望を行った。学校現場の実情を踏まえて、今回このような表現とさせていただいた。
- ・基準を設けるということは、要望を受ける側からみると、ペナルティを求める要望に見えると思う。今回求めていることは、財政的な支援等のサポートであり、そちらを強調したほうが良いと考える。
- ・適正な配置に向けた充実を図られたい等、基準以外の文言に変えてはどうか。  
⇒現場の考え方としては、1対1以上の配置を望んでおり、ペナルティを求める意図はない。問題としているのは、複数校を巡回させるという点である。

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 重 要 報 告

#### (1)「職場におけるハラスメント防止指針」の改定について

【資料:報1-1・2】

##### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・本市では、平成25年に制定した「職場におけるハラスメント防止指針」について、社会的情勢の変化やハラスメント防止のための関係法令の改正等をふまえ、見直しを行っており、令和3年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、学校におけるハラスメントを加えている。
- ・令和7年6月11日に公布された改正労働施策総合推進法により、事業主によるカスタマーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられた。
- ・今回、当該指針について、他の事業者や行政サービス利用者等からのカスタマーハラスメントも対象として加え、組織および職員一人ひとりが毅然とした対応を行えるよう、その判断基準例や標準的な対応例等を明示する改定を行った。
- ・改定後の指針においては、「職場におけるカスタマーハラスメント」に、その定義・影響および留意事項、判断基準と対応例、相談窓口に関する内容を追記している。
- また、これまでのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等と異なり、行為の相手方が他の事業者や行政サービス利用者等になるため、本指針の最後にカスタマーハラスメント全般の対応マニュアルを追加している。
- ・当該改定内容は、令和8年1月27日に全所属を対象に職員研修を行い、出席される職員を通じて全職員へ周知することを予定しており、研修の実施に関する通知を別途インフォメーションにて行うが、部内の所属に対しても、指針改定について周知いただくようお願いする。
- ・職員研修実施による周知を行った後、1月中に議会ポスティングおよび記者提供を行う。
- ・カスハラ対策として、来年度の電話の録音機と防犯カメラの増設に向けて、予算の要求を行っている。今後、設置についてもよろしくお願いする。

#### (2)道の駅草津リノベーションの中間報告について

##### 【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・道の駅草津は平成15年度に供用を開始したが、近年は利用者の減少、施設の老朽化、駐車場の駐車台数の不足などの課題が出てきており、令和10年度のリニューアルオープンを目指して、今年度は基本設計を進めている。現時点の建物等の配置計画案などについて、令和8年1月28日に産業建設常任委員会協議会を開催いただき、報告の予定している。
- ・グリーンプラザからすまのリニューアルについて主なポイントは、3点。  
1点目は、取得交渉が整った隣接の民有地を生かして、既存のグリーンプラザからすまの改修と、増築棟を設置することにより、課題となっている手狭な売り場環境の解消と新たな機能の追加、充実を図ることで、2点目は、供用開始時を令和10年9月頃を目指すこと、3点目は、運用について、現在、行政財産使用許可により、株式会社からすま農産により行われているが、オープン後に向けて指定管理者制度導入について検討を行うことである。
- ・道の駅草津リノベーションにより、新たな機能の追加・拡充を予定しており、また、県については、駐車場の拡充と既存トイレの改修に加え、新たなトイレの新設を計画していただく。
- ・今後のスケジュールは、令和8年度に詳細設計を行い、令和9年度に工事に着手し、令和10年度のオープンを目指す。

- ・既存の建物を活用する案であり、増築建物は1階建てで、既存建物と増築建物合わせて、延べ床面積が約1,280平方メートルとなる予定。大屋根広場では、イベント等の様々な用途で活用いただく施設になることを想定している。
- ・P2目は、既存棟と増築棟の施設の平面図である。既存棟の現在レストランとなっている部分を改築後に会議室などの多目的スペースとし、図のとおり売り場、イートインスペース、テイクアウトコーナーやキッズコーナーを設ける予定である。
- ・滋賀県が施工する駐車場の拡大工事については、現在ヨシが生えている琵琶湖河川区域の約9,000平方メートルを活用するというもので、今年度から埋め立て工事を開始し、令和10年度から供用開始を目指すものである。
- ・滋賀県が施工する新設トイレの計画案については、滋賀県が立命館大学にデザインを依頼したもの。デザインのポイントは、貫工法を用いる点、ビワイチを意識した点、ストローベイル工法といって藁を使った建築方法である点である。
- ・駐車場と同様に、令和10年度からの供用開始を目指すものである。

### (3)くさつシティアリーナネーミングライツパートナーの決定について

【資料:報3-1・2】

#### 【建設部長から資料に基づき説明】

- ・募集概要は、市の希望額は、現在のネーミングライツ料と同額の年450万円で、昨年10月から11月末までの2か月間募集を行った。
- ・ネーミングライツパートナーの概要は、内部の選定委員会における審査の結果、株式会社滋賀トヨタに決まった。
- ・愛称およびネーミングライツ料などの契約概要は、愛称名は、「草津市立滋賀トヨタアリーナ」、ネーミングライツ料は年間450万円、契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっている。
- ・今後のスケジュールは、令和8年1月19日に正副議長に説明後、議会ポスティングを行い、令和8年1月30日に調印式を行う予定である。
- ・本日の内容については、令和8年1月30日の調印式以降の公表である。

## 4. その他の事項

#### 【総務部長から】

- ・当初予算編成に向けた、部長間調整についてありがとうございました。  
来週から理事者査定に入るが、令和8年度当初予算概要について、例年どおり予算編成と並行して、原稿の作成をお願いする。
- ・正式な原稿作成の依頼については、理事者査定終了後になるが、想定できるものは、担当から事前に作成依頼をする。令和8年1月22日の理事者査定終了後に正式依頼を行い、翌日が締め切りとなるため、協力をよろしくお願いする。
- ・衆議院の解散について、最短の日程で、令和8年1月27日公示、令和8年2月8日投開票日となることが有力である。インフォメーションでも協力のお願いをしているが、この日程になると、解散から16日後と戦後最短となり、市町村の事務が大変になるが、協力をよろしくお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320

ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp